

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○谷委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 民進党の荒井聰でございます。

新しい党として私が初めて質疑に立つことになります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。また、引き続き、党の国土交通関係の政策の総括取りまとめ責任者ともなりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、前回、石井大臣と論戦をして約一週間しかたないんですけれども、そのとき余り時間がなかったので、大変失礼だったのですけれども、通告なしに普天間問題について若干触れました。さきよう、事務方に連絡をして、普天間問題についてもさわりだけですけれども質疑をしたい、そういう申し入れをしましたら、答弁は、大臣ではなくて防衛省が答弁をするということでありました。内閣のこと、所掌のことですから、それは内閣に委ねますけれども、この間の普天間問題の訴訟

について、そして和解案が提出をされている、それらの経緯を見ると、沖縄県と国土交通大臣しか出てこないんですね。そういう形の中で、全部防衛大臣が所掌をするというか責任を負うというか担当するというのは、私は大変不思議だなという気もいたします。

しかし、そこはひとつそういうことで譲ったとして、和解案が、A案とB案とが出されたようでもあります。そのA案、B案の内容はいかがなものなんでしょうか。そして、その検討状況は今どうなっているのでしょうか。お答え願えますか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。和解案につきましては、和解勧告文ということで、裁判所からA案、B案、二案が提示をされたところでございます。

A案につきましては、被告は埋立承認取り消しを取り消す、原告、国でございますけれども、新飛行場をその供用開始後三十年以内に返還または軍民共用空港とすることを求める交渉を適切な時期に米国と開始するというのが主な内容になってございます。

B案につきましては、原告は、本件訴訟を、沖縄防衛局長は原告に対する行政不服審査法に基づく審査請求をそれぞれ取り下げる、沖縄防衛局長は埋立工事を直ちに中止する、原告と被告は違法確認訴訟判決まで円満解決に向けた協議を行うというのが柱になってございます。

今回、政府と沖縄県におきましては、この和解勧告文のB案をもとに合意をしたところでございます。

その和解条項でございますけれども、国と沖縄県との間で係属している三つの訴訟を、翁長知事による埋立承認の取り消しの是非を争う訴訟一つにした上で、判決が確定するまで普天間飛行場の返還及び埋立事業の解決に向けた協議を行い、判決で司法の判断が示された場合には、国も沖縄県も判決に沿った手続を進めるとともに、その後もその趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを確約するという内容でございます。

政府といたしましては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策であり、平成二十五年末に仲井真前知事からいただいた普天間飛行場の辺野古移設に必要な埋立承認は何ら瑕疵がなく、行政判断は既に示されているという考えに変わりはございません。

しかしながら、国と沖縄県とが訴訟合戦を延々と繰り返すような関係のままでは、結果として、膠着状態が続く、学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場を初め、沖縄の現状がさらに何年も固定化されることになりかねないと考えられます。

このような状況は、国、沖縄県双方にとって望ましい結果ではない、そうした裁判所の意向に沿って熟慮した結果、国と沖縄県との将来にとって最適な選択であると判断し、沖縄県と和解することを決定したところでございます。

○荒井委員 ありがとうございます。

A案では協議はしない、B案で協議をするとい

うことですね。

これは、裁判所の和解勧告文というのほとてもよくできていますね。できているというよりも、情がこもっている。読んでみて、平易な文章なんですけれども、大変情がこもっていますね。ちょっと読みますね。

本来あるべき姿としては、沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである。そうなれば、米国としても、大幅な改革を含めて積極的に協力をしようという契機となり得る。それから、そのようにならず、今後も裁判で争うとすれば、国が勝ったとしても県が勝ったとしても、それぞれ実現するのにも大変な困難を伴うだろうというような文章です。

この文章は、この普天間問題にかかわった人たちがひとしく心の中に入れておくべき文章だと思います。

ところで、今、北海道五区で補欠選挙が行われております。与野党が戦い合う選挙戦であります。まさかその選挙によかれと思つて和解勧告に応じたのではないと思ひますけれども、和解の最終的な出口というものは一体どのあたりになるのか、あるいはその見通しというものについてどうお考えなのか、防衛省の副大臣が来られているのかなお答え願えますか。

○若宮副大臣 荒井議員にお答えさせていただきます。

非常に愛情のこもった、人情味のある和解案だということ御指摘をいただきました。

その和解条項の第八項でございますが、国と沖縄県とで、是正の指示の取り消し訴訟の判決確定まで普天間飛行場の返還及び埋立事業に関する円満解決に向けた協議を行うという旨が示されてございます。政府と沖縄県とが、今後、政府・沖縄県協議会の枠組みを活用しながら、事務方による協議、あるいは知事と閣僚とによる協議を実施してまいりつものでございます。

ちようど先日、三月の二十三日でございますけれども、政府・沖縄県協議会が開催をされまして、和解条項に基づく協議について、政府・沖縄県協議会のもとに作業部会を設けさせていただいたところでございます。

また、二十六、二十七日につきましては、私どもの中谷大臣が沖縄県を訪問させていただきました。和解後の協議の一環として、翁長知事とも面談をさせていただきました。面談の中では、沖縄における米軍施設・区域が所在することによる諸懸案に対しましてどういった形で対応していくか、幅広く率直な意見交換ができました。普天間飛行場の辺野古移設については、移設の意義などにつきまして、改めて大臣から知事の方にいろいろとお話を申し上げたところでございます。

この和解内容に従いました手続、これはまだ本当に始まったばかりでございます。今後の見通しについては、ちよつとどういった形になるかというのをお答えはなかなか難しいでございますけれども、沖縄県との協議におきましては、普天間飛行場のまずは危険性の除去というのが第一でございます。

それからまた、辺野古移設に関する私ども政府の考え方、それから沖縄の負担軽減、これを目に見える形で実現をしていくという安倍内閣の、政府の取り組みにつきまして、改めてきちつと丁寧に説明を申し上げます、御理解をいただきたいと思います。よう粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

○荒井委員 ありがとうございます。

期限はまだわからないということでありましたけれども、間違えても、参議院選挙が終わった直後に和解決裂というようなことがないようにお願いをいたします。誠実な協議をお願い申し上げます。

ところで、石井大臣、私も公共事業に携わったことがあるんですけども、このように公共事業にかかわるような、関係するような、あるいはそれに近いような事業について、地域住民あるいは地方自治体とがっぷり四つになったような例というのはそれほど多くないんですね。私は現実的には初めてじゃないかと思うんですけども、そういう場合には、ほとんど実行は不可能だ、つまり、国と県が協力し合つて初めて大きな公共事業的なものの事業ができるにもかかわらず、こういう事例というのは、不幸な事例ですけども、ほとんどないと思うんですね。

それを一つずつ解きほぐしていくのは、私は、国交省の用地補償をしている人とかあるいは補償交渉をやっている人とか、そういう人たちがそのノウハウを持っていると思うんです。

こじれにこじれたこの普天間の辺野古問題、せ

つかく国交省が乗り出すような、そういう形になったわけですから、私は、国交大臣がもう少し前面に出てもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、何か御意見がございましたら、御見解がございましたら、石井大臣、いかがですか。

○石井国務大臣 沖縄との訴訟の関連では、国交省としては、公有水面埋立法を所管しているという立場からかわっておりますけれども、現実の工事そのものは防衛省の方でやっておりますというところでございますので、直接的な工事そのものに国土交通省がかかわっているというものではございません。

以上でございます。

○荒井委員 私は、国交省のノウハウというのは非常に大きなものがあると思いますね。今、環境省が非常に苦労している除染の中間貯蔵施設をつくるのでも、恐らく環境省だけではできないというか、そのためにも国交省がいろいろな形で応援をしているんだと思いますけれども、そういう類いのところについては、もっと国交省は前面に出てやっていくべきなのではないかなというふうに思います。

ところで、前回、地震の話をやったんですけれども、それが少しやり切れませんでしたので、もう一度ちょっとやらせてください。

私は、与党時代に二つの大きな地震災害を経験しています。一つは神戸の地震でありますし、もう一つはこの間の東北の大地震であります。いずれも大きな災害が出ました。

大変な予算を使って気象庁は予知の研究なりあるいはその作業をしているにもかかわらず、いずれも予知ができなかった、どうしてなんだろうか。そういう地震の予知とか予測とかということに関して一体どのぐらいの予算をかけているのかということと、なぜ見逃してしまったのか、予測できなかったのかということについて、これは気象庁がおりましたらお答え願いたいんですけれども、いかがですか。

○西出政府参考人 今御質問の中の東北地方太平洋沖地震の前兆はつかまえられなかったのかという点について、お答え申し上げたいと思います。

東北地方太平洋沖地震に関しては、中央防災会議の下に設置された南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会というのがございまして、この部会が平成二十五年五月に取りまとめた報告書において、東北地方太平洋沖地震で見られたとされる前兆的な異常に関する知見を収集、整理してございます。

その中で、「東北地方太平洋沖地震発生の直前には、加速するような明瞭な前駆すべりは観測されなかった。」とされております。

なお、一般的に地震の発生の予測は困難であるということから、気象庁では、地震災害の軽減を目的に緊急地震速報の発表を行っております。東北地方太平洋沖地震の際も、地震の検知の八・六秒後に緊急地震速報の警報を発表したところでございます。

○荒井委員 地震予測はできないんだ、恐らく地震学者はそういうふうに考えているんだと思いま

すけれども、いや、地震予測はできるんだ、あるいはやってきたんだというようなことを主張する人もたくさんいるんですね。

私は、民間の力というか、あるいは民間の会社といったものをこういう気象関係についてもどんどん育成していったらどうだろうかと。かつては天気予報の会社なんてありませんでしたよ。天気予報というのは気象庁だけがやるものでした。しかし、今や天気予報の会社がどのぐらいあるのか後で気象庁に教えてもらいたいんですけども、たくさんあるでしょう。それは、気象庁のデータを公開し、そして異常気象だとかあるいは長期の気象だとかということを研究する人たちがそういう会社に参入をされていて、新しい技術を開発していることから、天候を観測するとか予測するとかという会社が多く生まれたんだと思うんです。

私は、地震だとかあるいは火山の予測だとかそういうものも、今の地震学者に任せていたら、地震学者はできないと言うんだからできないんですよ、やらないんですよ。でも、できると言う民間人もいるんですね。ならば、そういう人たちに会社をつくってもらって、後押しをして、そういう人たちに予測してもらったり予知してもらったりということを積極的にやってももらいたいじゃないですか。それが間違いだであるならば、市場でマーケットの中でネグレクトされてしまいますよ、なくなってしまうですよ。でも、実際にそれがうまくいっている例がどうもあるらしい。

例えば、私の調べたところで、村井俊治さん、

この人は東京大学の土木工学の博士、名誉教授です。ただ、専門は地震ではないんですね、測量学です。おそらくこのあたりで東大の土木の測量を出た方は結構いるんじゃないかと思うんですけども、その人たちの大先輩です。GPSを使って地面の高さの高低の変化を測定して、それを地震の予知に結びつけていく、そういう手法をどうも開発したようでありまして、またもう一人、早川正士さんという方、この方は電磁波の研究者です。大学は電気通信大学です。電離層の電波の変化を観測して地震予知ができるという学説を発表しております。

後者は実際にギリシャで行われているようでありまして、できないということも頭から思ってもできなかったらいつまでたつてもできないんですよ。できる可能性があるかもしれないと思つたら、それをやった方がいいと思います。

ただし、これは学者にできないんです。なぜか。学者は、学説あるいは自分の学説の正当性とかそういうものを大変大事にしますから、もし予測して失敗したら、それは学界から葬られてしまふというおそれを持っているからなんです。

だから、技術者とかあるいは会社を経営する人にやってもらうのが一番いいんだと思うんですけども、そういうことを後押しするのが気象庁だと私は思いますよ。気象庁は、自分でやって自分でできるものできないものだけを判別しているけれども、人にやってもらうものが効果があるかどうかということを判別して、その業界を育成していくというのは大きな仕事だと思うんですよ。

長官、どうですか、もう一度。

○西出政府参考人　まず、民間の気象会社で一定の技術基準を満たし、気象庁が予報業務の許可を行っている会社というのは、年々変動はございますけれども、約百社程度でございます。

今議員が指摘された、民間で地震予知に取り組んでいる方がいらつしやるということは把握してございますけれども、その総数については承知してございません。

一方、地震の発生の予知というものではないんですけれども、先ほど申しました緊急地震速報でございませけれども、気象庁以外の者が地震発生後に特定の地点の震度や到達時刻を予報する場合には、やはり気象庁が定める技術上の基準に適合する必要があるから、気象業務法に基づいて予報業務の許可を……（荒井委員「長官、もういいです」と呼ぶ）いいですか。

○荒井委員　先般、この委員会で視察旅行をいたしました。これは委員長を初め理事の方々が企画したんだと思うんですけども、すごくいい企画だったと思います。

一つが、国営東京臨海広域防災公園の視察をいたしました。これは実際地震が起きたらどういう状況になるのかということモデル的な街路をつくって、そこを視察できるようになっています。これは子供に見せるべきですね。通学路にいる子供たちが地震が一旦起きたらこういうことになるんだということを見せてやるということとはとても大事だと思います。あそこを修学旅行かそういうものにもっと使つたらいいと思います。

それからもう一つは、横須賀にありました港湾空港技術研究所であります。ここでは津波をつくっていました。私は、津波というのは単なる波の大きいもの、あるいは波の振幅が少し広いものなのかというふうな程度にしか思っています。大したけれども、波と津波とは全く違いますね。大臣、一度見られたらいいと思います。

わずか四十センチぐらい、膝下ぐらいの津波が来ただけでひっくり返ります、吹っ飛ばされてしまいます。津波の力はそのぐらいなんです。あるいはコンクリートのブロック、四十センチ四方ぐらいのブロックが置いてあるんですけども、そこに津波が当たりますと高さ五、六メートルぐらいまで波しぶきがぶわつと上がって、そのそばにいる人たちは吹っ飛ばされます。それが津波というものの威力なんです。それは見てみないとわからないですね。そういうものをもつとビデオとかそういうものに撮って、津波とか地震とかというものはこういうものなんだということをお子供たちや、あるいはそういう人たちに見せるべきだと思います。

それからもう一つ、これも時間がありませんから私の方から言いますけれども、コンピュータ「京」というのがあります。世界最大のスーパーコンピュータですけれども、このコンピュータ「京」で直下型地震の予測を行うプロジェクトが行われている。これは内閣府のプロジェクトでもあるんですね。このプロジェクトで、ゴードン・ベル賞というスーパーコンピュータを使ったソフトの開発の最高賞を、東京大学を中心とする

メンバーが行ったようでありませけれども、それが世界最高賞をとったんです。

三十キロ四方の一軒一軒の家がどういふふうに揺れるか、その家が倒れるか倒れないか、それから、その近くにあるさまざまな構造物がどういふ変化を来すかということとを全部シミュレーションしたんですね。これがあれば、直下型地震が来たときにどういふ状況になるかというのをあらかじめ推定しておくことができ、それに対する対応をすることができると思うんです。私は、国交省や消防庁が、内閣府の研究としてほっておくんじゃないかと、もっととどんどんこういふのを使っていたらいいと思います。

次に入ります。ちよつと時間がなくなりましたので、急ぎます。

今度、第八期の総合開発計画をつくられましたね。この第八期の総合開発計画、私は第三期、四期の総合開発計画をつくるのに携わったんです。当時、北海道庁の企画室長というポストにいました。北海道の総合開発の総責任者になりました。あれは当時の国土庁だったか建設省だったか、そのこと打ち合わせをしながら、かんかんがくがくの議論をしながらつくった覚えがあります。

あの当時は、もう少し具体的な議論をいろいろしたように私自身は思っているんですけども、この八期の計画を見る限り、非常に具体性に欠けて八期の計画を二年間前倒しでやめてしまつて八期をつくるのか。八期の目玉は一体何なのか。北海道の人がわくわくするようなものというのとは一体何なのか。それがなかなか見当たらない

というふうには思えます。

この八期の具体論あるいは目玉というのは一体何なのか。つくった方に答弁してもらうのが一番いいんですけども、どうですか。

○岡部政府参考人 お答えいたします。

新たな北海道総合開発計画についてのお尋ねでございます。

北海道総合開発計画は、北海道の資源、特性を生かし、その時々々の国の課題解決に貢献するため北海道開発の基本的な方向性を示すものとして策定されてきております。

広大な土地と豊かで特徴的な自然環境を有する北海道では、近年、食の輸出や来道外国人旅行者が急増するなど、アジアの成長も背景にその強みが顕在化しつつあります。

一方で、全国に先行して人口減少が進行しており、北海道において、食や観光を強みとして伸ばしていくためにも地域の持続性を高めることが求められております。

このため、新たな計画では、北海道の強みである食や観光を戦略的な産業として振興するとともに、それらを生み出し、担っている地方部の生産空間、生産空間というふうと呼んでおりますが、その生産空間に人々が暮らし続けることができるようにするための今後の十年間の取り組みの方向性を取りまとめたところでございます。

具体的には、生活空間を支えるための機能分担と交通ネットワークの整備、農林水産業や食関連産業の競争力、付加価値の向上と世界水準の魅力ある観光地づくり、加えて、これらを担う地域づ

くり人材の発掘、育成、このような点を主要事項として重点的に推進し、二〇五〇年の長期も見据えながら、いわば世界の北海道の実現を目指してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○荒井委員 局長、今の答弁を北海道の人が聞いても、わくわくしないですよ。

もっと、本省にいる人たちの英知と、それから、北海道庁の、多分企画部だと思えますけれども、その連中が頭を絞ってつくった、せつかくつくつたのなら、それを読んだら北海道の人が、よし、やるぞ、いくぞ、そんな気持ちになるような計画でなければいけないと私は思うんですよ。

私が道庁のこの担当者であるならば、つくり直させますね。それは言い過ぎだと思えますけれども、もう少し、北海道庁、北海道の人たちの気持ちになるような、そういう計画であるべきだといふふうに思います。

その中で、恐らく北海道の人たちがこの計画の中で何となく気にかけているというか気になつていのが千歳空港を中心とする空港の民営化だと思えます。

この空港の民営化について、進んでいるんだか進んでいないんだか、北海道庁とうまくいっているんだかいついていないんだか、何だかよくわからないというのが実態です。

余り時間がないので、結論を言います。この飛行場は、国営の飛行場六つを全部一体化して、一つの民営化した千歳飛行場にしようとしているんだと思えます。

千歳の飛行場というのは、非常にポテンシャルの高い飛行場です。恐らく東アジアの中で最も高い飛行場だったと私は思うんですけども、いつの間にか韓国の仁川に抜かれてしまいました。それは、私は、国交省あるいは運輸省の戦略ミスもあったのではないかとこのように思うんですけども。

今度、六つの国営の飛行場を全部合わせて云々というふうに言っています。しかし、民営化というのは、黒字化することですから、赤字のものをみんな集めて黒字になるんじゃないことはいり得ないんです。どうやったら一つ一つが黒字になるのかということの議論がなくして、六つ全部集めて黒字化などという議論はあり得ようがないと私は思うんですよ。

そしてさらに、北海道庁は、そのほかにも、市管理の空港を一緒にしてほしいというような意向を持っているというふう聞いています。これは、北海道庁から見たらそうですよね。地方のお荷物の空港と言ったら怒られちゃうかな、それをみんな千歳に集めたいということなんでしょうから、むべなるかななんです。

だけれども、これはまずまず、かつて国鉄、あるいはいろいろな官営の、官にかかわるような企業あるいは事業者がどんどん赤字体質になっていったとき、その最大の原因は、赤字のものをどんどん護衛船団という方式で抱え込んでいったんですよ。この方式でいけば、民営化というのは失敗すると私は思うんです。どうですか。航空局かな、これは。

○石井国務大臣 国土交通省としましては、空港サービスの向上や航空ネットワークの充実を図るため、滑走路とターミナルを民間企業に一体経営させる空港経営改革を進めているところでございます。

現在、北海道内の空港のうち、国が管理する新千歳、稚内、釧路、函館の四空港について、一体的な運営の民間委託に向けて検討を進めているところでもあります。その際、旭川、帯広などの空港についても、一体的な運営が可能となれば、観光の活性化の観点からより大きな効果が得られるものと期待をしております。

この取り組みの狙いは、新千歳空港の黒字ではかの空港の赤字を補填するというよりは、むしろ、北海道全体の観光の発展や地域活性化を図るため、戦略的に空港間の連携を図るところにございます。具体的には、新千歳と道内のほかの空港を一体的に運営することで、それぞれの空港のマーケティング力の底上げや空港間の機能補完等が可能になると考えております。また、例えば新千歳で入ってくる釧路で出ていくといった広域的な観光周遊ルートの形成にも大いに効果があるものと期待をしております。

いずれにいたしましても、国土交通省としましては、地域の関係者とも連携しながら、道内の空港運営のあり方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○荒井委員 石井大臣としてはそう答えざるを得ないんだと思うんですけども、それでは、航空局に答えてもらいたい。今の六つの飛行場で黒字

になっている飛行場というのはどれとどれですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

北海道内には、国が管理する空港が五空港、市が管理する空港が二空港、道が管理する空港が六空港ございます。このうち国が管理する空港につきましては、空港運営の効率化を図る観点から、企業会計の考え方を取り入れまして、空港別に収支を公表しているところでございます。

平成二十六年道の道内の国が管理する新千歳、稚内、釧路、函館、丘珠の五空港の収支状況につきましては、営業損益ベースで、新千歳空港は黒字であります。他の空港は赤字となっております。

それから、市が管理されておられる空港、道が管理されている空港につきましては、これは管理者が違いますが、収支の算出方法についてどういった計算をされておられるのかは私どもは承知しておりませんが、ホームページなどで公表されているところを拝見いたしますと、全ての空港が赤字という状況になっております。

○荒井委員 大臣、今お聞きになったと思うんですけども、千歳以外全部赤字ですよ。赤字のところを一生懸命まとめてネットワークをつくって営業力をふやすというのは、私は言っているだけのような気がします。もう少し一つの空港の体質をしっかりと強めていく、そのための対策をまず打つということが本来あるべき形ではないかなというふうに私は思います。

次に、民泊の問題を少しやりたいと思います。二〇二〇年のオリンピックが参りますから、イ

ンバウンドが非常な数でふえております。二千万人は軽く超えて、民泊の需要というものもどんどんふえて、これからもふえるんだろうというふうに思っています。政府も、それに合わせて民泊の法整備などを整えているようであります。

民泊サービスのあり方検討会というのを政府はやっておりますけれども、その検討状況というのは今どういうふうになっているでしょうか。また、民泊のトラブルや無許可営業に関して、どのような内容でそれらの実態について把握をしているのでしょうか。お答え願えますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

昨年十一月から観光庁と共同で開催しております「民泊サービス」のあり方に関する検討会におきましては、民泊サービスについて、宿泊者の安全性の確保や近隣住民とのトラブル防止などの課題に対応しつつ、その活用が図られるよう、ルール整備の検討を進めているところでございます。

具体的には、民泊サービスの健全な普及を図る観点から、一定の要件を満たす民泊サービスについて、一定の規制を課することを前提とした上で、その規制の程度をどう考えるか、近隣住民とのトラブル防止や、トラブルがあった際の対応措置をどのようにすべきか、また、仲介事業者や管理事業者に一定の義務を課すべきではないかなどについて検討を進め、三月十五日に中間整理を取りまとめたところでございます。

また、無許可営業等の実態把握につきましても、この第一回の検討会の場で報告をさせていただきました。その内容につきましては、平成二十五、

二十六年度の二年間において、保健所が把握した旅館業法の無許可営業件数は百九十三件、このうち近隣住民や宿泊者等からの通報が八十八件、無許可営業件数百九十三件のうち、無許可営業施設への指導の結果、営業許可を取得したものは四十三件、また営業を取りやめたものは百九件となっております。

今後は、六月中をめどに取りまとめられます最終報告を受けて、関係省庁とともに必要な制度設計に取り組んでいくこととしてございます。

以上でございます。

○荒井委員 時間がないので、少し質問の身をもとめてまいりますので、お答え願えますか。

一つは、旅館業法で今対応していると思うんですけれども、旅館業法では、第一種低層住宅では民泊の簡易宿泊所の許可はおりないのでしょうか。おりるのでしょうか、おりないのでしょうか、それを明らかにしてください。

それから、簡易宿泊所の許可に当たって、賃貸物件の場合には賃貸契約の転貸が可能かどうか。ちよつと細かいことで恐縮なんですけれども、わかればお教えください。

それから、この種の民泊の場合には仲介業者が絡んでくると思うんですけれども、仲介業者は、民泊を仲介する場合には旅行業法の登録が必要だと思ふんですけれども、これはどうなっているのでしょうか。

以上三点、わかりましたらお答えください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のあった点は、今、検討会

の中でも検討している重要なポイントと認識をいたしてございます。

そのうち、例えば、いわゆる旅館業法におきまして、第一種の住居専用地域においての旅館業というのが一応認められてございませんとした事実関係なども含めて、今後のあり方について検討をしているという状況でございます。

以上でございます。

○田村政府参考人 ただいま民泊の仲介業者の旅行業法上の御質問がございましたけれども、本来は、旅行業法に基づく登録をしなければいけないわけでございます。現実には、海外に本拠を置いたりして、そういう登録がなされずに行われているケースがあるということを認識しております。

○荒井委員 民泊に関しては、各国も最近いろいろな形で法整備をし出したんですね。二〇一四年にはフランス全土で主たる住居の短期賃借を許可する法律が成立しております。二〇一五年にはロンドンやポルトガルでも同様の法律を制定しています。世界各国、特にインバウンドの多い国々にとっては緊急に法整備をし出す、そういう状況にあります。

日本も、二〇二〇年にオリンピックを迎えるわけですし、また、観光庁の大変な努力でインバウンドが急速にふえているわけですので、その需要も高いですし、あるいは、これらの整備が必要だろうと思ひます。

しかし一方、この間の、パリでありますとかあるいはブラッセルでありますとかそういうところ

でのテロの騒ぎで、こういう旅館業法に載らない形での旅客の把握というものについては、大変難しい問題を抱えることになるだろうというふうに思います。

したがって、民泊問題については、単なる、法律の簡単な手直し、何か政令を改正したようだけれども、そういうものではなくて、やはり抜本的なしっかりとした法律が必要なのではないだろうかというふうに思います。大臣、このあたり、いかがでしょうか。

○石井国務大臣 民泊につきましては、多様化する旅行者ニーズへの対応や都市部での宿泊需給の逼迫状況の一定の改善等、観光立国の推進の観点から、新たな宿泊モデルとして期待をされているところでもあります。

しかし、一方でさまざまな問題が発生をしているため、安全面の確保、トラブルの防止等、日本の実情に合った民泊のルール整備のため、厚生労働省と共同で立ち上げた有識者検討会において、先日、中間整理を取りまとめたいただきました。

この中間整理におきましては、中期的な検討課題として、現行制度の枠組みにとられず、仲介事業者、管理事業者への規制を含めた新たな制度体系を構築すること等、必要な法整備に取り組むこととしております。

具体的な対応方法については今後議論してまいりますけれども、その法整備においては、今御指摘がありましたようなテロ等の安全面にも配慮いたしまして、宿泊者の把握のための宿泊者名簿の備えつけ義務、近隣住民とのトラブル防止のため

の措置、行政による報告徴収、立入検査等が可能な枠組み等についての検討が必要であると整理がされております。

国土交通省としましては、引き続き、今後の有識者検討会での議論を踏まえまして、関係省庁と調整の上、本年六月中をめどに最終的な結論が得られるよう検討を進めてまいりたいと存じます。

○荒井委員 私は、約三十年ほど前、非常に若かったころ、スリランカというところの大使館の職員を、一等書記官をやっていたんですけども、そのときにスリランカで、日本の古都京都に相当するような古い町、キャンデイという町があったんですけども、そこにイギリスの植民地時代のイギリス貴族の別荘地がありました。そこを開放して、いわゆる民泊をやっていたんですね。そこに時々滞在をしました。オーナーが出てきて、五つか六つぐらいしか部屋はないんですけども、その部屋に旅行者を泊めて、オーナーと一緒にデイナーを楽しみながらいろいろ話をします。スリランカという地域についての説明もそこで行われる。民泊というか、今考えたら民泊なんですけれども、大変いいものだな、その地域を理解するためにこんないいものはないなというふうに思いました。

日本も、古民家でありますとかあるいは旅館でありますとか、そういうところのおもてなし、これは日本の文化をしっかりと伝えていく大きな手段となるだろうというふうに思います。ぜひ、法律の整備の際にそういう点についても御検討の上、しっかりとした法律をつくっていただきますよう

をお願いをして、私の質問を終わります。
ありがとうございました。